

青森県海区漁業調整委員会の委員の任命等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業法（昭和24年法律第267号）第138条第1項の規定による海区漁業調整委員会の委員の任命について必要な事項を定めるものである。

(推薦の求め及び募集の方法等)

第2条 漁業法第139条第1項の規定による推薦の求め及び募集は、別に定める要領により行うものとする。

2 県は、前項の要領を定めたときは、当該要領をホームページに掲載し、及び次に掲げる課及び出先機関に備え置くものとする。

- (1) 農林水産部水産局水産振興課
- (2) 青森県三八農林水産事務所八戸水産事務所
- (3) 青森県下北農林水産事務所むつ水産事務所
- (4) 青森県西北農林水産事務所鱒ヶ沢水産事務所

(任命の手続等)

第3条 知事は、漁業法第139条第1項の規定による推薦を受けた者（以下「被推薦者」という。）及び同項の規定による募集に応募した者（以下「応募者」という。）のうちから、当該被推薦者及び応募者についての青森県海区漁業調整委員候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査の結果を踏まえて、県議会に提案する海区漁業調整委員会委員の候補者を決定する。

2 前項の審査委員会の設置及び同項の審査に係る基準その他必要な事項については、知事が別に定める。

(推薦及び募集の状況の公表の方法)

第4条 漁業法第139条第2項の規定による公表は、ホームページに掲載して行うものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は令和2年10月22日から施行する。

附則

改正後の要綱は令和6年11月7日から施行する。

附則

改正後の要綱は令和8年6月3日から施行する。